

⑨<<教育>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	社会医療法人蘇 西厚生会	社会医療法人が 看護大学を設立す ることができる	社会医療法人が、通常の医 療以外に施行可能な事業とし て認められている、⑪教育・学 習支援業では、専門学校しか 設立できない。しかし看護大 学設置によって高度な教育を 提供することが可能になれ ば、より質の高い看護ができ る看護師を養成し、今後ます ます進むであろう高度な地域 医療の担い手を育てることが できる。 なお、現在の高校生は学歴志 向が強く、専門学校・短期大 学より、大学への進学を希望 するケースが多い。さらに、3 年課程の専門学校において は看護師資格しか取得できな いが、看護大学においては、4 年間で助産師、保健師の資格 取得も可能であることも、この 度の看護大学設置を希望す る所以である。	学校教育法 第一章 第二条に おいて、大学を含む学校は国、 地方公共団体、学校法人のみ が設立することができると規程 され社会医療法人では設立で きない。	学校教育法 第一章 第二条に 記載 (URL) https://elaws.e- gov.go.jp/document?lawid=32 2AC00000000026	社会医療法人は、専門学校の設立は 認められているが、医療系大学のように 公益性・専門性の高い看護大学に ついては認められていないので認め て欲しい。	文部科学省	学校教育法第二条には、国、地方公共団体、学校法人のみが学校(大学を含む)を設立することができると規定されています。これは、学校が公教育の社会的な使命を果たしていくためには、その設置者が公教育を行うにふさわしい公共性・継続性・安定性等を有することが不可欠であるためです。この点、学校法人については、私立学校法において、 ・学校法人の設置・廃止について所轄庁である文部科学大臣等の認可を受けること、 ・学校運営に必要な組織体制を整備すること、 ・収益事業の範囲を限定しつつ、収益のすべてを教育研究に還元すること など様々な要件を課すことにより、公教育に求められる公共性・継続性・安全性等が担保される仕組みをとっています。 このため、看護大学を新たに設置する場合には、新たに学校法人を設立していただく必要があります。